

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年7月5日（平成29年（行個）諮問第107号）

答申日：平成29年9月13日（平成29年度（行個）答申第93号）

事件名：本人が特定公証人に対する苦情の申出を行ったメールの内容に関する
文書の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年公証事務一般のうち、特定日Aに開示請求者が法務省に特定公証人への苦情申出をしたメールの内容に関する情報に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年6月1日付け札幌第166号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 札幌法務局が特定日Bに特定公証人会と公証事務打ち合わせを行った結果、札幌法務局は特定公証人に対し応接態度を改めるよう口頭指導した。また、特定公証人連合会に公証倫理委員会が新設され、要望内容のとおり特定公証人のような態度の悪い公証人への研修が行われるようになったこと

イ 公証人法手数料令3条が正しいと札幌法務局からメールで回答があったこと

ウ 遺言執行者は貸金庫開扉権限を有すると解するのが有力な見解であると札幌法務局からメールで回答があったことから、当初の利用目的が達成されたから。

エ ほぼ同じ内容を総務省苦情110番メールで送信した。（特定日Cに札幌法務局特定職員Aに連絡済）これは、利用停止・消去する旨の決定があった。

（2）意見書

札幌法務局が特定日Bに特定公証人会と公証事務打ち合わせを行った

結果、札幌法務局は特定公証人に対し応接態度を改めるよう口頭指導した。特定公証人連合会に公証倫理委員会が新設され、要望内容のとおり特定公証人のような態度の悪い公証人への研修が行われるようになった。公証人法手数料令3条が正しいと札幌法務局からメールで回答があった。遺言執行者は貸金庫開扉権限を有すると解するのが有力な見解であると札幌法務局からメールで回答があったことから、当初の利用目的が達成されたから。

〈根拠事例〉

平成28年12月26日付け北海相第154号、155号北海道管区行政評価局長通知で総務省宛てメール及び所定の様式に複写したものを「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止・消去をした。これに対し、平成29年1月13日付けで、そのような理由で消去できるはずがないとして、審査請求をした。同年3月14日付け総評相第22号総務大臣決裁書で本件審査請求を却下することとなった。

また、法務省ホームページから送信したものとほぼ同じ内容のメールを総務省のホームページから送信している。（以下「行政苦情110番メール」という。）同年1月13日付け保有個人情報利用停止請求書で、行政苦情110番メールを当初の利用目的を達成したためという理由で利用停止請求してみた。同月27日付け北海相第10号北海道管区行政評価局長通知で保有個人情報の利用停止をする旨の決定があった。これに対し、同年2月3日付け審査請求書で法に違反するので利用停止・消去をしないよう求めた。同年3月29日付け総務大臣決裁書で本件審査請求を却下する裁決（法3条1項に基づく利用目的を達成したため）があった。・・・別紙（略）のとおり。

総務省の説明によれば、札幌法務局は行政苦情110番メールを特定日Cに北海道管区行政評価局特定職員Bから札幌法務局庶務課特定職員Aに渡され保管しているし、法3条1項に基づく利用目的を達成していることから、利用停止・消去ができることになる。また、本件のメールは、法務省民事局総務課公証係、特定公証人会が保管しているので、利用停止・消去しても何も支障はない。

ほぼ同じ内容のメールについて、法務省宛てメールと総務省宛て行政苦情110番メールで、利用停止の取扱いに違いがあるのはおかしい。

今回の利用停止しない決定が正しければ、法を所管する総務省が法律に違反して利用停止・消去をしたことになる。

（添付資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分

審査請求人が、札幌法務局長（処分庁）に対し、法37条1項の規定に

基づき「特定年公証事務一般のうち、特定日 A に開示請求者が法務省に特定公証人への苦情申出をしたメールの内容に関する情報」（本件対象保有個人情報）について、保有個人情報利用停止請求を行ったところ、処分庁は、平成 29 年 6 月 1 日付け札幌第 166 号により利用不停止とする処分（原処分）を行った。

2 審査請求人の主張

原処分を取り消し、本件対象保有個人情報を、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用停止することを求める。

3 利用停止（保有個人情報の消去）の要否について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、法務省ホームページの「法務行政に関するご意見・ご提案」を利用して、特定公証人に対する苦情の申出を行ったことを受け、同ホームページに明示されている「法務省プライバシーポリシー」に基づき、当該事案の処理のために法務省から札幌法務局に転送されたメールの内容であり、適法に取得されたものである。

そして、上記メールの転送を受けた札幌法務局において、事実確認等の処理を行うに当たって、その処理状況を記録するという利用目的に必要な範囲で、本件対象保有個人情報を保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供されている事実も確認できない。

したがって、本件対象保有個人情報が札幌法務局により法 3 条 2 項の規定に違反して保有されている事実も、法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して利用されている事実も認められず、利用不停止とした処分庁による原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 平成 29 年 7 月 5 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月 25 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年 8 月 7 日 | 審議 |
| ⑤ 同年 9 月 11 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、「特定年公証事務一般のうち、特定日 A に開示請求者が法務省に特定公証人への苦情申出をしたメールの内容に関する情報に記録された保有個人情報」（本件対象保有個人情報）の利用停止（消去）を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、適法に取得されたものであり、法 3 条 2 項の規定に違反して保有されておらず、法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して利用されていないとして、利用停止をしない旨の決定（原処

分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、審査請求人が、法務省ホームページの「法務行政に関するご意見・ご提案」を利用して、特定公証人に対する苦情の申出を行ったことを受け、同ホームページに明示されている「法務省プライバシーポリシー」に基づき、当該事案の処理のために法務省から札幌法務局に転送されたメールの内容であり、適法に取得されたものである旨説明する。

イ 当審査会において法務省ホームページに掲載された「法務省プライバシーポリシー」を確認したところ、収集した意見等については、法務省内の関係局部課等に転送等することがある旨明記されていることが認められる。

ウ また、諮問庁は、当該事案の処理のために法務省から札幌法務局にメールを転送した旨説明していることから、当該事案を札幌法務局において処理する根拠について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 公証人法74条に基づき、公証人は、法務大臣の監督を受けることとされ、公証人の直接の監督は法務局又は地方法務局が法務大臣

の命により行っている。

(イ) 本件対象保有個人情報、法務省のホームページに寄せられた特定公証人に対する意見に対処するために、当該意見を、特定公証人が所属する札幌法務局に転送したものである。

エ 公証人法74条の規定等に照らし、上記ウの諮問庁の説明は是認できるから、本件対象保有個人情報は、札幌法務局において適法に取得されたものと認められる。

(2) 保有の制限等(法3条2項)との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、諮問庁は、札幌法務局において、事実確認等の処理を行うに当たって、その処理状況を記録するという利用目的に必要な範囲で保有されている旨説明する。

当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報の写しを確認したところ、本件対象保有個人情報は、標題を「法務省ホームページに寄せられたご意見・ご提案」とする文書及び標題を「法務省ホームページに寄せられた意見」とする文書に記録された保有個人情報であることが確認できるところ、これらの文書に記録された保有個人情報の利用目的等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 標題を「法務省ホームページに寄せられたご意見・ご提案」とする文書は、法務省ホームページの「法務行政に対するご意見・ご提案」入力フォームを利用して法務省に送信された意見等について、法務省から札幌法務局にメール送信されたものを印刷したものである。

(イ) 標題を「法務省ホームページに寄せられた意見」とする文書は、札幌法務局職員が、該当する公証役場に指導に行く際の資料として、上記「法務省ホームページに寄せられたご意見・ご提案」と題する文書から、「受信年月日」、「住所・氏名」、「タイトル」及び「メール本文」を抽出して作成したものである。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の文書に記録された保有個人情報は、札幌法務局において、公証人に対する監督事務の一環として保有し、同監督事務に利用する目的の範囲で利用しているものである。

イ 上記(1)で検討したところを踏まえると、上記ア(ア)ないし(ウ)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、札幌法務局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められ

ない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象保有個人情報は、札幌法務局において、事実確認等の処理を行うに当たって、その処理状況を記録するという利用目的に必要な範囲で保有しているものであり、当該利用目的以外の目的で利用又は提供されている事実も確認できないとのことであった。

ウ 上記(1)及び(2)で検討したところを踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、事実確認等の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はない旨の上記イの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、札幌法務局において、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史